

豊川市児童館及び豊川市交通児童遊園
指定管理者公募要領

平成23年7月
豊川市健康福祉部子ども課

目 次

1	指定管理者制度導入及び公募の目的	1
2	施設の概要	1
	(1) 豊川市児童館及び豊川市交通児童遊園について	1
	(2) 施設の概要	2
3	指定管理者の指定期間	2
4	指定管理者の指定	2
5	協定に関する事項	2
	(1) 協定の締結	2
	(2) 協定の締結時期	2
	(3) 主な協定内容	2
	(4) 協定書解釈に疑義が生じた場合の措置	2
6	管理の基準及び業務の範囲	3
	(1) 管理の基準	3
	(2) 業務の範囲	3
	(3) 変更の協議	3
7	経費に関する事項	3
	(1) 基本事項	3
	(2) 過去における収支状況	3
	(3) 指定管理料について	3
	(4) 指定管理者の収入として見込まれるもの	4
	(5) 管理運営経費について	4
	(6) 支払時期及び方法について	5
	(7) 管理口座	5
8	応募資格	5
	(1) 基本事項	5
	(2) 欠格事項	6
9	申請等手続きについて	7
	(1) スケジュール	7
	(2) 公募要領等の配付	8
	(3) 公募（現場）説明会	8
	(4) 質問について	9
	(5) 応募に係る提出書類等	10
	(6) 応募にあたっての留意点	12
10	選定方法及び選定基準	14
	(1) 選定方法	14
	(2) 作業部会による審査	14
	(3) 選定委員会の設置	14
	(4) 選定基準並びに予定審査項目及び配点	14
	(5) 選定のスケジュール	16
11	公募に係る公表について	17
	(1) 応募受付中の公表	17
	(2) 選定結果の公表	17
12	その他	17
	(1) 事業の継続が困難となった場合の措置	17
	(2) 課税に関する留意事項	17
	(3) リスク分担に対する指針について	18
13	参考資料	18
14	窓口	19

1 指定管理者制度導入及び公募の目的

公の施設における「指定管理者制度」は、平成15年6月13日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の一部改正により創設され、平成15年9月2日から施行されています。

この制度は、公の施設の管理において、従前の管理委託制度に替えて設けられたものであり、民間事業者等も施設管理者の対象に加えることにより、民間の活力や知識・技能を公の施設の管理運営に活かし、サービスの向上、経費の縮減などに寄与することが期待されています。

豊川市（以下「市」という。）では、当該施設の管理運営について効果的かつ効率的に実施するために、指定管理者制度を適用することとし、本公募要領のとおり指定管理者を公募するものです。なお、本市では、平成17年度、20年度及び21年度と数度の公募を経ていることから、次期指定管理者には、より一層のサービスの向上と経費削減を期待するものです。

2 施設の概要

(1) 豊川市児童館及び豊川市交通児童遊園について

児童館は、児童に健全な遊び場を与えることにより、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、その健全な成長を図ることを目的とする児童厚生施設です。

本市には、「さくらぎ児童館」「うしくぼ児童館」「さんぞうご児童館」「いちのみや児童館」「あかさか児童館」「あかね児童館」「さわき児童館」「ひろいし児童館」及び「こざかい児童館」の9館があり、「はちなん児童館（仮称）」が平成23年度中に開館する予定です。また、遊びながら交通事故を未然に防止する能力を実地に学び、交通道德を身につけることを目的とした交通児童遊園があります。

児童館及び交通児童遊園では、指導員が日常的に子どもや親子に遊びを指導するとともに、各児童館で特色のある催しを定期的に行っています。

あかさか児童館、こざかい児童館を除く7児童館及び交通児童遊園については、平成18年4月1日から、あかさか児童館は平成21年4月1日から、こざかい児童館は平成22年2月1日から指定管理者制度を導入し、指定管

理者が管理運営を行っていますが、平成24年3月31日に指定期間が満了します。また、平成24年開館予定のはちなん児童館（仮称）については、平成24年4月1日から他の児童館と同様に、指定管理者制度を導入することとしました。

(2) 施設の概要

豊川市児童館及び豊川市交通児童遊園の主な概要については、別紙1「施設の概要」のとおりです。

3 指定管理者の指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者の指定

平成23年12月議会での議決を経た後、市長が指定管理者として指定します。

5 協定に関する事項

(1) 協定の締結

市は、指定終了後、指定された指定管理者と細目協議を行い、指定期間全般を通じた基本協定と平成24年度に係る年度協定を締結します。

なお、年度協定については、毎年度協議を行い締結します。

(2) 協定の締結時期

ア 基本協定については、平成24年3月下旬を予定しています。

イ 年度協定については、平成24年4月1日付けとなります。

(3) 主な協定内容

- ① 事業計画書に関する事項
- ② 市が支払うべき当該公の施設の管理に要する費用に関する事項
- ③ 事業報告に関する事項
- ④ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ⑤ 当該公の施設における物品の所有権の帰属に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(4) 協定書解釈に疑義が生じた場合の措置

指定管理者は、協定書解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と協議し決定することとします。

6 管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

別紙2「豊川市児童館及び豊川市交通児童遊園指定管理仕様書」のとおりです。

(2) 業務の範囲

別紙2「豊川市児童館及び豊川市交通児童遊園指定管理仕様書」のとおりです。

(3) 変更の協議

上記仕様書にかかわらず、管理の基準及び業務の範囲について、指定管理者から市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に資する提案があった場合、市は指定管理者と協議の上変更する場合があります。

7 経費に関する事項

(1) 基本方針

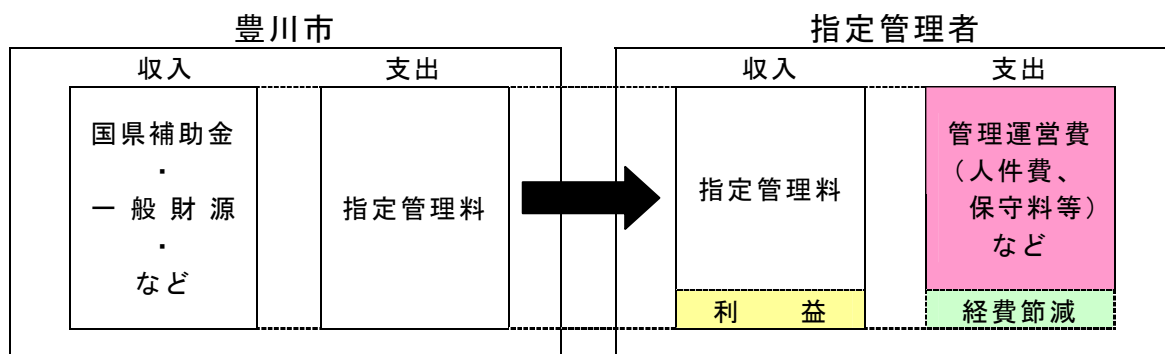
指定管理者は、この制度の趣旨に沿い、効率的な管理運営で市民サービスの向上を図るために、指定管理者のノウハウを最大限に活用し、経費の削減に努める必要があります。

(2) 過去における収支状況

はちなん児童館（仮称）を除く豊川市児童館及び豊川市交通児童遊園の過去2年間における収支については、別紙3「収支状況」のとおりです。

(3) 指定管理料について

指定管理者は、市が支払う指定管理料で施設の管理運営を行います。



(4) 指定管理者の収入として見込まれるもの

指定管理者は、市が支払う指定管理料で管理運営を行います。豊川市公有財産管理規則（昭和50年豊川市規則第8号）第23条に規定する使用料については、市の収入となります。

指定管理料は、単年度ごとに予算で決定される範囲内で、市と指定管理者の協議により決定いたします。ただし、指定管理料は、10児童館及び交通児童遊園を合わせて79,040千円（消費税及び地方消費税を含む）を超えることはありません。

なお、児童館及び交通児童遊園に係る指定管理料において、指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、経費の削減など、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。ただし、協定締結時に見込まれていない特段の事情の変更が生じた場合など、当初の指定管理料どおり支払うことが合理的でない場合については、市と指定管理者との協議により、指定管理料のうち変更等が生じた部分の金額を見直すものとします。

また、経費が指定管理料を超過しても、その差額の補填は行いません。

○ 指定管理料として含まれる経費

- a 人件費
- b 物件費（光熱水費、修繕費等）
- c 事務費（事務用品等の消耗品費、印刷製本費、保険料等）
- d 運営費（事業用消耗品費、事業用備品費、事業運営費等）

(5) 管理運営経費について

豊川市児童館及び豊川市交通児童遊園の管理運営にかかる全ての経費は、別紙4「管理運営経費分担表」に基づき、原則として指定管理者が担うこととし、指定管理料の中から支払うこととなります。

① 修繕料について

修繕料とは、一般的には備品の修理、部品の取替え、家屋等の修繕で工事の概念に入らないものをいいます。

見積金額が1件30万円未満の修繕については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行うこととします。

例としては次のものが挙げられます。

- ・ 照明灯取替費
- ・ ガラス損壊取替費
- ・ 備品修繕料

収支計画については、現在の指定管理者の平成21年度及び平成22年度の全施設の決算額より想定される額を平均し、交通児童遊園を除く10館については1館当たり年額5万円、交通児童遊園については、年額12万円を目安にしてください。

なお、見積金額が1件30万円以上の修繕が発生した場合は、市が経費を負担します。また、協定における想定を超える修繕が発生した場合は、市と指定管理者は経費負担について協議することとします。

② 備品の購入について

備品とは、地方自治法第239条に規定する物品のうち、性質形状を変えず、比較的長く使用し、かつ保存できる物品で、本市では、購入価格が1万円以上(図書については5千円以上)の物品を指します。

見積金額が1件30万円未満の備品購入については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担とします。

なお、見積金額が1件30万円以上で、市が必要と認める備品購入については市が経費を負担します。

また、備品の購入にあたっては、あらかじめ市の承認を得ることとします。

(6) 支払時期及び方法について

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、支払時期及び方法については別途協定書で定めます。

(7) 管理口座

指定管理料及びその他の収入は、法人その他団体（以下「法人等」という。）が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

8 応募資格

(1) 基本事項

- ① 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人等とし、個人での応募は受け付けません。

- ② 愛知県及び近県（長野県・岐阜県・静岡県・三重県）で1年以上児童福祉施設等を運営している、児童健全育成事業に熱意のある法人等。
- ③ 公募(現場)説明会(P 8～P 9 参照)に参加していること。

(2) 欠格事項

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する法人等
- ② 市から指定管理を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない法人等
- ③ 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から 6 ヶ月を経過しない法人等
- ④ 税（国税、県税、市税、消費税又は地方消費税）を滞納している法人等
- ⑤ 法人等の代表者が税を滞納している法人等
- ⑥ 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- ⑦ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人等
- ⑧ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等
- ⑨ 破産、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。次号においても同じ。）がなされた法人等
- ⑩ 会社更生又は民事再生の手続きについて申立てがなされ、この手続きが終了していない法人等
- ⑪ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない法人等
- ⑫ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から 3 ヶ月経過しない法人等
- ⑬ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人等
- ⑭ 次に掲げるものが、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役そ

の他これらに準ずべき者、支配人及び清算人に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等

ア 市指定管理者選定委員会の委員

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者）

ウ 市議会議員、市長、副市長及び市の委員会の委員又は委員

⑮ 本業務を円滑に遂行するための安定的かつ健全な財務能力を有しない法人等

9 申請等手続きについて

(1) スケジュール

と き	内 容
平成23年7月1日～7月29日	公募要領の配付
平成23年7月8日	第1回質問書の受付開始
平成23年7月22日	第1回質問書の提出期限
平成23年7月29日	第1回質問書の回答（期限）
平成23年7月29日	公募（現場）説明会参加申込期限
平成23年8月4日	公募（現場）説明会
平成23年8月4日	第2回質問書の受付開始
平成23年8月11日	第2回質問書の提出期限
平成23年8月18日	第2回質問書の回答（期限）
平成23年8月22日～9月2日	提出書類受付期間
平成23年9月上旬～9月下旬	作業部会による資格審査及び選定資料作成
平成23年10月上旬～10月中旬	選定委員会の審査による指定管理者候補者の決定
平成23年10月下旬	選定結果の公表
平成23年10月下旬	指定管理者内定通知交付
平成23年12月議会	指定管理者の指定議決
平成24年1月～3月	協議
平成24年3月下旬	基本協定締結
平成24年4月1日	年度協定締結 指定管理者による管理運営開始

※スケジュールは予定であり、変更する場合があります。

(2) 公募要領等の配付

① 配付期間

平成23年7月1日から7月29日まで

② 配付方法

次の方法で配付します。

ア 窓口で直接配付（休日は除く。）

配付時間は、8時30分から17時15分まで

イ 市ホームページからのダウンロード

ウ 郵送請求（角2型、切手240円分添付）

郵送請求の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

平成23年7月29日必着

③ 配付資料

	配付資料	様式等
ア	公募要領	
イ	施設の概要	別紙1
ウ	仕様書	別紙2
エ	収支状況（過去2年分）	別紙3
オ	管理運営経費分担表	別紙4
カ	指定申請書	様式第1号
キ	事業計画書	様式第5号
ク	収支予算書	様式第6号
ケ	質問書	様式第7号
コ	その他申請に係る様式	
サ	豊川市児童館条例、豊川市児童館管理規則、豊川市交通児童遊園条例、豊川市交通児童遊園管理規則、豊川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	
シ	説明会参加申込書	

(3) 公募（現場）説明会

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場状況等について説明会を開催します。なお、応募を行うには、この説明会への出席は、必須となります。

① 説明会への参加方法

平成23年7月29日までに「説明会参加申込書」を子ども課までご提出ください。

② 提出方法

ア 窓口へ直接持参（休日は除く。）

提出受付時間は8時30分から17時15分まで

イ 電子メール

ウ 郵送提出

郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

平成23年7月29日必着

③ 日時 平成23年8月4日 午後2時から午後3時までを予定

④ 場所 こぞかい児童館

⑤ その他

ア 参加人数は、1法人等3名までとします。

イ あらかじめ説明会出席の連絡がない場合は、説明会の参加を断る場合があります。また、説明会を欠席したり、開始時間までに開場に来ない場合、応募資格を失いますので注意してください。

(4) 質問について

① 第1回質問について

ア 受付開始日 平成23年7月8日

イ 提出期限 平成23年7月22日

ウ 回答（期限）予定日 平成23年7月29日

エ 提出書類 様式第7号による質問書

オ 提出方法

a 窓口へ直接持参（休日は除く。）

提出受付時間は8時30分から17時15分まで

b 電子メール

c 郵送提出

郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。

平成23年7月22日必着

カ 質問内容についての留意事項

質問の内容について、次に掲げる事項については受け付けませんので留意してください。

- a 市職員等のプライバシーに関すること。
- b 他の応募団体の応募に関すること。
- c その他回答することが適当でないと市が判断すること。

キ その他

- a 口頭による質問は受け付けません。
- b 質問によっては、回答（期限）予定日前に、ホームページの「公募のお知らせ」欄に回答を掲載することがありますので、随時確認してください。
- c 全ての質問及び回答は、説明会参加法人等全員に、回答予定日に文書により送付します。

② 第2回質問について

- ア 受付開始日 平成23年8月4日
- イ 提出期限 平成23年8月11日
- ウ 回答（期限）予定日 平成23年8月18日
- エ その他の事項については、第1回質問と同様です。

(5) 応募に係る提出書類等

- ① 受付開始日 平成23年8月22日
- ② 提出期限 平成23年9月2日 17時15分まで
- ③ 提出方法

- ア 窓口へ直接持参（休日は除く。）
提出受付時間は8時30分から17時15分まで
- イ 郵送提出
郵送提出の場合は、特定記録又は簡易書留によること。
平成23年9月2日必着

④ 提出書類

(提出書類欄中 ◎：必須書類 △：該当法人等のみ)

(提出媒体欄中 ○が紙とデータディスクにある場合、両方提出)

書類 番号	提出書類		提出媒体		様式等
			紙	データディスク	
1	◎	指定申請書	○	○	様式第1号
2	◎	応募資格を有していることを証する書類	○	○	様式第2号 (申立書)
3	△	共同事業体構成員表	○	○	様式第3号
4	△	委任状	○	○	様式第4号
5	△	証明資料(SPCの実現性を証明する資料)	○		
6	◎	事業計画書	○	○	様式第5号
7	◎	収支予算書	○	○	様式第6号
8	◎	○ 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における財務の状況を明らかにすることができる書類 ・ 貸借対照表(直近3年分) ・ 損益計算書(直近3年分) ・ 収支計算書(直近3年分) ・ 財産目録	○		写可
9	◎	経営規模等総括表	○	○	様式第8号
10	◎	○ 法人 ・ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・ 登記簿謄本 ○ 法人以外 会則等当該団体の組織活動の基本となる規則を記載した書類	○		写可
11	◎	納税証明書 ・ 法人の納税証明書(直近1カ年) 法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市民税 ・ 代表者の納税証明書(直近1カ年) 市県民税	○		原本
12	◎	印鑑証明書	○		原本
13	◎	役員届	○	○	様式第9号
14	△	業務経歴書	○	○	様式第10号
15	△	技術者経歴書	○	○	様式第11号
16	△	特記事項書	○	○	様式第12号

⑤ 提出部数 原本1部 写し10部

⑥ 提出先

豊川市役所 本庁舎 1階

豊川市健康福祉部子ども課子ども育成係

⑦ その他

ア 提出書類は、原則としてA4版とし、縦型左綴じで応募者名を記入した書類として提出してください。また、インデックスで、書類名を示してください。

なお、提出書類のうち、様式1号～12号については、同時に「データディスク」を提出してください。押印が必要な書類のうち、データディスク提出分について、押印は不要とします。

イ 応募提案書類においては、通称、ロゴマーク等の使用はしないでください。

ウ 提出後に法人名称、所在地その他申請書記載事項に変更を生じた場合は、変更届（任意様式）により、速やかに市に届出してください。

(6) 応募にあたっての留意点

① 使用する言語及び通貨単位

この公募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

② 共同事業体による応募

共同事業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同事業体の代表者を通じて行わなければなりません。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体すべての構成員に対して行ったものとみなします。

また、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可能にすることもあります。

③ 指定管理者選定委員会委員及び関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び応募者は指定管理者選定委員会委員及び関係市職員と本件についての接触（公募説明会、ヒアリング、公募に関する質問等正当な行為及び現在の本施設の指定管理者が本施設運営のために必要な行

為は除く。)を禁じます。接触事実が認められた場合は候補者予定者から除くことがあります。

④ 記名押印のない書類による応募については、応募を無効とします。

⑤ 同一施設に係る重複応募等の禁止

一つの法人等が複数の応募をすることはできません。また、一つの法人等が複数の共同事業体に加わることもできないこととします。

⑥ 著しく信義に反する行為があった応募については無効とします。

⑦ 応募に関する費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

⑧ 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

⑨ 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 提出された書類は、指定管理者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。

ウ 指定管理者の決定までの間、市は指定管理者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には応募者の応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

指定管理者の決定後、市は選定された候補者の応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

エ 応募に当たって提出した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、提出期限後における内容変更は認めません。

⑩ 特許権等

申請に当たって、第三者の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される権利の対象となっている方法、製品その他の権利物件を使用した結果生じた一切の責任は申請団体が負うものとします。

⑪ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

⑫ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を提出してください。

⑬ 応募に係る情報について

応募のための説明会、現地見学会等定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

10 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき総合的に評価する公募型総合評価方式を採用し、候補者を決定します。

(2) 作業部会による審査

「豊川市指定管理者選定委員会設置要綱」第7条に基づく「作業部会」を設置し、応募資格審査、基礎審査及び事前審査を実施します。

(3) 選定委員会の設置

「豊川市指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、豊川市指定管理者選定委員会を設置し、選定基準に基づく審査及び候補者の選定を実施します。

(4) 選定基準並びに予定審査項目及び配点

① 事業の遂行能力（配点：14点）

団体の基礎的な能力や安定性について判断します。

予定審査項目	配点
安定的な管理運営を行う体制	5点
管理運営にあたって必要となる専門性	5点
類似施設の管理実績	4点

② 管理運営の基本コンセプト（配点：8点）

管理運営の基本的な考え方や目的実現性等について判断します。

予定審査項目	配点
児童福祉・子育て支援に関する考え方	5点
指定管理者による管理運営の基本的考え方	3点

③ 収支計画（配点：10点）

効率的・弾力的な運営や管理経費の縮減に関する考え方について判断します。

予定審査項目	配点
支出見積りの妥当性	5点
効率的・弾力的な支出の考え方	5点

④ 施設管理・経営管理計画（配点：25点）

市民サービスの向上、利用者に対する考え方や施設の有効的な利用方法等について判断します。

予定審査項目	配点
施設管理運営体制全般に関する考え方	5点
苦情処理	4点
利用者へのサービス提供内容	5点
広報業務計画	3点
指定管理開始前の計画	4点
経営管理計画	4点

⑤ 維持管理計画（配点：19点）

施設及び設備の安定的かつ適正な維持管理についての考え方について判断します。

予定審査項目	配点
施設・設備の維持管理体制全般に関する考え方	5点
施設・設備の保守管理計画	4点
施設・設備の清掃管理計画	3点
設備・備品の管理計画	4点
保安警備計画	3点

⑥ 地域への貢献（配点：10点）

地域への貢献状況について判断します。

予定審査項目	配点
市内事務所の設置	5点
その他地域発展への取組み	5点

⑦ その他（配点：14点）

リスク分担、モニタリング等に関する考え方について判断します。

予定審査項目	配点
リスク対応の考え方・対応力	5点
モニタリング方法の考え方	4点
サービス評価の基準となる数値目標の設定について	5点

なお、審査項目に対する得点の合計値を総合評価値とし、総合評価値が満点の半分（100点の場合50点）以上の得点を得、かつ、全ての審査項目の評価が一定水準を満たしている応募者を候補者とし、総合評価値が最も高い候補者を第一候補者として選定します。

（5）選定のスケジュール

次のとおり指定管理者の候補者を決定します。

※ 日時、選定方法等については後日正式に決定します。

① 作業部会による審査

ア 審査予定期間 平成23年9月上旬から9月下旬

イ 選外決定通知日 平成23年9月下旬

※ 選外決定通知は対象者のみ通知します。

② 選定委員会による審査

ア 開催日 平成23年10月上旬から10月中旬

イ 審査方法 選定委員会を開催し、ヒアリング審査を行います。

ウ 選定内容

選定基準に基づく評価点の合計により、指定管理者の候補者を決定します。

エ 選定結果の通知

a 通知日 平成23年10月下旬

- b 審査対象者全員に、選定結果を郵送します。

11 公募に係る公表について

(1) 応募状況の公表

受付期間中は一切行いません。受付締切後は必要に応じて応募団体数等を公表します。

(2) 選定結果の公表

審査結果と第一候補者についての団体名、住所等を公表します。統計的な情報を除き、第二候補者以下の団体名等については、原則、公表しません。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

② 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) 課税に関する留意事項

公の施設を事務所とし、従業員を配置していただきますので、法人市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性があります。詳細につきましては市役所市民税課

及び資産税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、
 県税については県税事務所へお問い合わせください。

(3) リスク分担に対する指針について

市が想定する主なリスク分担の指針は以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その指針を示したものです。

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
	天候による履行不能	○	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等 (市が取得するもの)	○	
	上記以外の場合		○
計画変更	市による事業内容の変更等	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定に定めた要求水準に不適合		○
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外の場合		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による利用者への損害(不適切な施設管理による利用者のけが等)		○
	上記以外の場合	○	
第三者等への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○
	上記以外の場合	○	

13 参考資料

応募にあたり、次の資料については窓口等において配付いたしますのでご活用ください。

- (1) 建物図面
- (2) 利用統計資料
- (3) 関係条例、規則等

14 窓口

豊川市健康福祉部子ども課子ども育成係

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

TEL 0533-89-2133 Fax 0533-89-2137

E-mail kodomo@city.toyokawa.lg.jp

担当者 鳥居 野田